

議案第 38 号

特別区道路線の廃止

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 20 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 道路法第 10 条第 3 項の規定に基づき、本案を提出する。

特別区道路線の廃止

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、特別区道路線を次のように廃止する。

整理番号	起 終 点	備 考
R5-5	世田谷区上祖師谷七丁目 907番6の内から 910番3まで	10番から 上祖師谷七丁目 13番まで

(参考)

延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	面 積 (平方メートル)	道路の現況
70.20	6.00から 6.02まで	409.53	あ り

案内図 (参考)



廃止する特別区道路線

街区

上祖師谷七丁目 10番から 13番まで

